

# 八幡平市新型コロナウイルス感染症対策資金

## 利子補給及び保証料補給制度について

八幡平市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた中小企業者が、経営の安定化を図るために指定する金融機関から融資を受けた場合に、利子補給及び保証料補給を行います。

申請手続きについては、**融資実行日から30日以内に、申請書と添付書類を八幡平市役所 商工観光課に提出する**必要がありますのでご注意ください。商工会では、申請についてのご相談をお受けしておりますので、融資決定の通知が届きましたら、商工会にお知らせくださいますようお願いいたします。

- 申請窓口  
八幡平市商工観光課  
〒028-7397 岩手県八幡平市野駄21-170 Tel：74-2111 Fax：74-2102  
**URL：https://www.city.hachimantai.lg.jp/site/corona/8368.html**

- 補給対象者  
次のすべてに該当する場合に補給対象者となります。
  1. 中小企業基本法第2条等に定める会社および個人で、市内において原則1年以上同一事業を営んでいる者
  2. 納期の到来した市税を完納している者
  3. 中小企業信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号または第6項の認定を受けた者

- 補給額  
補給対象融資を受けた場合の事業者が負担した利子および保証料について、市が全額補給します。

- 補給期間  
補給対象融資の返済期間の全期間とします。

- 補給対象融資  
令和2年3月1日から令和3年1月31日までに、以下の融資を受けた場合は補給対象となります。ただし、指定金融機関により融資を受けた場合に限りです。

実施機関	融 資
日本政策金融公庫	1. 衛生環境激変特別貸付 2. 経営環境変化対応資金 3. 新型コロナウイルス感染症特別貸付 4. 小規模事業者経営改善資金特例措置 ※指定金融機関 日本政策金融公庫
岩手県	岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金 岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金（特別資金） ※指定金融機関 (株)岩手銀行、(株)北日本銀行、盛岡信用金庫 各支店
八幡平市	八幡平市中小企業振興資金 ※指定金融機関 (株)岩手銀行、(株)北日本銀行、盛岡信用金庫 ただし市内支店のみ

- 申請手続き  
(様式は、市役所HPからダウンロード)  
融資実行日より30日以内に、申請書を八幡平市役所商工観光課へ提出して下さい。
- 添付書類
  1. 補給対象融資の契約書の写し
  2. 償還予定額が確認できるもの
  3. 納税証明書の写し
  4. 県の融資制度を利用する場合は保証料の金額が確認できるもの

- 請求手続き  
利子および保証料の補給は、4月から9月を上期10月から3月を下期とし、年2回行います。上期および下期の末日から30日以内に、各金融機関が発行する支払証明書（利子・保証料）を添付し、請求書を八幡平市役所商工観光課へ提出して下さい。

提出期限	期 間
10月30日	上期（4月1日から9月30日）
4月30日	下期（10月1日から3月31日）

# 補給対象融資のご紹介

八幡平市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給及び保証料補給の対象融資制度をご紹介します。詳細につきましては、商工会までお問い合わせください。

制度名	八幡平市中小企業振興資金 (新型コロナウイルス感染症関連)	岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金	岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金
対象者	八幡平市において1年以上引き続き同一事業を営んでいる者など	岩手県内に事務所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高又は販売数量が減少している方	岩手県内に事務所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高又は販売数量が減少している方
条件	新型コロナウイルス感染症の拡大により経営環境が悪化した中小企業者	前年同月に比して <u>15%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して <u>15%以上減少</u> することが見込まれる方	前年同月に比して <u>5%以上減少</u> しており、かつ、セーフティネット保証制度第4号か第5号または危機関連保証のいずれかの認定を受けられる方。
借入限度額	運転資金 2,000万円 設備資金 3,750万円	運転資金、設備資金 8,000万円以内	運転資金、設備資金 4,000万円以内
資金使途・保証期間	運転資金／7年以内 設備資金／10年以内	10年以内	10年以内
連帯保証人	条件あり	原則として法人における代表者を除き不要	代表者は一定要件を満たせば不要
担保		金融機関の所定の条件	無担保（ただし、既設定根抵当権を除く。）
据置期間	1年以内	据置期間2年以内	据置期間5年以内
貸付利率	1.50%	固定金利 年1.4%以内他	固定金利 年1.4%以内他 <b>※当初3年間分の利子を補助</b>
保証料率	全額市が補給する。	年0.4%	年0.85%、経営者保証免除対応の場合年1.05% <b>※当初保証承諾期間の保証料を全額補助</b>
取扱金融機関名	岩手銀行平舘支店・安代支店、北日本銀行平舘支店、盛岡信用金庫西根支店	岩手銀行、北日本銀行、盛岡信用金庫 各支店	岩手銀行、北日本銀行、盛岡信用金庫 各支店
取扱期間	令和2年4月1日から令和3年1月31日まで	令和2年4月1日から令和3年1月31日まで	令和2年5月1日から令和2年12月31日まで

※紹介した内容は、令和2年6月26日現在となります。

制度名	新型コロナウイルス感染症特別貸付	経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	マル経融資（小規模事業者経営改善資金） (新型コロナウイルス感染症関連)
対象者	八幡平市において1年以上引き続き同一事業を営んでいる者など	八幡平市において1年以上引き続き同一事業を営んでいる者など	八幡平市において1年以上引き続き同一事業を営んでいる者など	八幡平市において1年以上引き続き同一事業を営んでいる者など
条件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方  ○最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して <u>5%以上減少</u> している方など  ○業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して <u>5%以上減少</u> している方	「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、 <u>今後の影響が見込まれる事業者</u> など	八幡平市商工会の実施する経営指導を受けており、商工会の長の推薦が必要。	八幡平市商工会の実施する経営指導を受けており、商工会の長の推薦が必要。  新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して <u>5%以上減少</u> している方
借入限度額	中小企業事業3億円、 国民生活事業6,000万円（別枠）	中小企業事業7.2億円、 国民生活事業4,800万円	2,000万円	別枠1,000万円
資金使途・保証期間	設備資金 20年以内、運転資金 15年以内	設備資金 15年以内、運転資金 8年以内	設備資金10年以内、運転資金 7年以内	設備資金10年以内、運転資金 7年以内
担保	無担保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	なし	なし
据置期間	据置期間5年以内	据置期間3年以内	設備資金2年以内、運転資金1年以内	設備資金4年以内、運転資金3年以内
貸付利率	基準金利1.36% 融資後3年目までは基準利率-0.9%	中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%	経営改善利率1.21% → <b>市が貸付利率の7割を補給</b>	経営改善利率1.21% - 0.9%（当初3年間）
特別利子補給制度	特別貸付を利用した事業者を <b>対象に利子補給（実質無利子）</b>			
【対象要件】	○個人事業主（小規模）：要件なし ○小規模（法人）：売上高▲15%減 ○中小企業：売上高▲20%減			
【利子補給】	借入後当初3年間 補給対象上限：中小企業事業1億円・国民生活事業3000万円			
支援機関	八幡平市商工会本所・安代支所	八幡平市商工会本所・安代支所	八幡平市商工会本所・安代支所	八幡平市商工会本所・安代支所
取扱金融機関名	日本政策金融公庫 中小企業事業・国民生	日本政策金融公庫 中小企業事業・国民生	日本政策金融公庫 国民生活事業	日本政策金融公庫 国民生活事業

